

笠井小委員

日本共産党の笠井亮です。このテーマに関連して若干発言をしたいと思いますが、私は、六月一日の本会議、また十月二十六日の委員会で、両案ともに、投票率が例えば五割だった場合に二割台の国民の賛成で改憲案が承認されかねず、これでどうして主権者国民の意思を酌み尽くすものと言えるのかという問題についてただしました。そして、そこには最低限の国民の賛成で改憲案を通そうとする意図があるのではないかということでもただしたわけであります。

これに対して、自民党の提出者の答弁は、白票などを一律に反対の意思表示とみなすことは民意をつくり出すことになる、国民の本来の意思と異なる結論に結びつくことになりかねず、したがって有効投票総数の過半数で国民投票は決せられるべきであるというものでありました。

それから、民主党の提出者の答弁では、投票権を放棄した者まで過半数分母に加えることは適切でない、一方で、投票所まで足を運び、かつ国会の発議を是とする意思を明確に示さなかった者については承認の意思がなかったものと判断するのが自然であり、投票総数の二分の一を超えたことをもって改憲についての国民の承認があったものと規定したというものでありました。

私は、このいずれについても、道理ある理由というか、説明にはなっていないんじゃないかというふうに考えております。

まず、与党案が有効投票総数の過半数としていることについてであります。これは投票方式とも結びついて、与党案では、改憲案に対して、賛成の意思表示だけでなく、わざわざ反対の意思表示をしなければ過半数の母数には加えないという仕組みになっております。しかし、憲法九十六条は、国民の承認を経なければならないという規定をしているように、国会が発議した改憲案に対して賛成するか賛成しないかを求めるものであって、反対の意思表示まで求めるものではないということだと思います。与党案は、九十六条をそういう意味では不当に解釈して、過半数分母を小さくして、少ない国民の賛成で改憲案を通そうという意図があらわれているものと言わなきゃいけないというふうに思います。

この質疑、私は、ちょうどテレビが入った状況の中でやりまして、視聴された方からも、今度の仕組みによっては投票率が五割であれば二割台の国民の賛成で改憲案が通るというのでびっくりした、大変なことになるということでもありましたけれども、まさに、与党案をもってしても、そういう点では非常に少ない国民の賛成で改憲案を通そうということが貫かれていると言わざるを得ないというふうに思います。

それから、民主党案の方も、投票所まで足を運んで、かつ賛成の意思表示をしなかった者も国民の意思表示とするのであれば、投票を棄権した者も、少なくとも承認はしなかったという国民の一つの意思表示と見ることができるのではないかと。だから、そういう点では、結局、いずれの案についても、主権者国民の意思を最大限酌み尽くすものになっていないと言わざるを得ないというふうに思うんです。そのように考えております。以上です。

近藤小委員長 笠井先生、お答え要りますか。

笠井小委員

自由討議というのは、後でも言おうと思ったんですが、これは理事会や理事懇でも意見を申し上げたんですが、本来、法案が出ていて、提出者に質疑するというのが審議の姿なんですが、自由討議というので、私もちょっと違和感があると当時申し上げたんですが、ここで提出者に質問して答えてもらいますという、本来これは委員会質疑で聞きたいことなので、それぞれ提出者の御意見がありましたので、私もこう思っていますということで申し上げたので、また御意見があればそれは言うだけいただければいいですが、お答えを直ちに求めているということでは必ずしもない。また別途きちっと質疑したいというふうに思いますが、とりあえずそういうことです。

(略)

笠井小委員

私は別に答弁を求めて発言したわけじゃなかったのですが、私の発言に関連して御意見もありました。ここで別に妥協点とか、何かここは一致できるとか、修正しようという話をしようという場でないので、私がちょっと関連して思ったことについてだけ述べたいと思います。

私の意見に対してもいろいろ言われましたが、やはり依然として説得力があるような理屈とは言えないんじゃないかなというふうに思うんですね。

枝野委員が棄権する自由ということで幾つか言われたんですが、例えば重要問題であっても、十六日の小委員会の中で、井口参考人が、結局、発議自身が不適切な場合に、国民は判断できずにその際は棄権ということもある、そういうことにも一定の意味を持たせるということで最低投票率ということもあるんじゃないかと言われたわけですが、そういう問題も出てくるんだろう。だから、自由性をもっと入れようと思ったって、やはり結果としては棄権するという場合も当然出てくるわけです。

私たちの党は改憲の条件をつくる法は必要ないというか手続法は要らないという立場ですから、こうやったらいいと言う立場にありませんし、そういう点では、ぜひ案を出して、必要だと思う方がどうやったら国民の民意を一番酌み尽くすことになるのかということを考えていただければいいと思うんですが、少なくともそういう点はあるのかなというふうに思った点が一つ。

しかも、最低投票率制度にかかわっても、先ほどもボイコット運動を誘発しかねないという話がありましたが、そもそも憲法の改正の国民投票でボイコット運動が起こるかどうかというのは甚だ疑問な点があるんですが、仮に起こったとしても、国民の意思表示が多種多様であるとすれば、ボイコットも改憲案を承認しないという国民の一つの意思表示と見ることができるわけです。提出者は国民の運動は基本的に自由というふうに言われているわけですから、そういう点で言うと、憲法改正の国民投票という場面でなぜボイコット運動を規制するというか、いけないんだというふうに言わなきゃいけないのか、その点についても合理的な理由はないんじゃないかというふうに思うんです。だから、それをもってしてだということにはならないだろうということを感じました。以上です。

(略)

笠井小委員

今、辻元委員からあって、重なる部分があるんですが、一つは船田委員から言われた、国民投票に関する訴訟で三つの事由に限定しているということに関連してなんですが、その限定とあわせて、やはり訴訟の対象も、例えば広報協議会なんかは含まれていないということがあると思います。しかし、当委員会の議論の中でも、まさに憲法改正には限界があるという問題については、法案提出者からもそういう限界はあるということも述べられたわけで、そのことからすれば、国会が発議した改憲案が改正の限界を超えたものなのかどうか、司法審査の対象になるような制度が検討されたのかどうかというのは、ちょっとこれは疑問だということを感じている点が一つです。

それからもう一つは、提訴期間三十日間とした理由ですけれども、速やかにということでは先ほど説明がありましたが、例えば公選法の場合に、公選による公務員の地位は他のいかなる場合よりも早急に確定させるのが望ましいということがあって特に期間を短く定めているという理屈はあると思うんですけれども、憲法の場合には、改憲の確定の期間が長引いたとしてもそのことに

よって政治の空白が直ちに生まれるわけではないので、そういう点では明らかに違う問題があるだろうと思います。

それから、一般の行政事件の訴訟を扱う行政事件訴訟法では国民にやや酷であるという批判があって、たしか二〇〇四年にそれまでの出訴期間三カ月を六カ月に延長するということがあったと思うんですけども、いわんや憲法改正という重大な問題について言えば、一般の行政事件訴訟よりも短くていいという理屈はないんじゃないかということ非常に強く感じているというのが二つ目です。

それから最後は、東京高裁に限定している問題で、辻元委員からありましたが、私はとにかく限定している理由がよくわからぬというのが、一言で言って感じている点であります。

以上です。

(略)

笠井小委員

幾つかあるんですけども、一つは、全体として、きょう自由討議という形でやってみて、私も、どんなふうになるのかというか、つまり理事懇や理事会でも申し上げたんですが、位置づけと目的は何なのかということ必ずしも明確でないということになったと思うんですよね。それぞれ意見を述べて、質疑でもなくという形になったわけだし、だから、そのところはやはり今後の教訓にする必要があるだろうというふうに重ねて思っております。

例えば、自由討議ということで、意見交換ですから、私が申し上げたことに対して御意見がありましたのでまた言いたいということになれば、これ自身エンドレスの話になるんですが、法案が出ている中での法案審議なので、そこは踏まえないとなかなかきちっとした審議ができないだろうということを感じております。

例えば、幾つか出た問題でということ、どうしても、ここで一言申し上げればという問題が出てくるわけです。枝野委員からボイコットに関連して意見がありましたけれども、例えば、私たち、私自身はボイコットしろとかボイコットが改憲の中で起こるだろうということ前提にして話をしているわけではないんですけども、要するに、いろいろな意思表示の形態が国民としてはあるだろう、しかし、だから行かないとかボイコットとかいろいろなことをでは有権者の責任にできるかということそういう問題じゃないわけで、そこは主権者国民の意思をどう最大限酌み尽くすのかということころで考えられなきゃいけない問題がそうならないじゃないかということ言いたかったというのが一つあります。

それから、例えば、九十六条に最低投票率が書いていないじゃないかというお話もあったんですが、これは辻元委員も言われましたけれども、過半数の承認ということで、過半数というのをではどういう過半数かというのは、これはまさに九十六条の中身をどう具体的に考えるかという直接九十六条に係ることであって、きょう午前中ありましたが、両院協議会については、憲法五十九条、六十条で法律案、予算ということを明記してあるけれども、改憲についてはないわけですから、根拠を聞いても、それは根拠というふうに言えなかったわけですが、そういう問題とは明らかに次元が違う問題だというふうに思ったわけです。

それから、言い出せば幾らでもありますが、先ほどの改正限界の話も、率直に言って、枝野委員から言われたのはすりかえがあるなというふうに思ったんですが、先ほど保岡委員から、結局、発議するのは国会であり、最終的には国民が決めるんだと。

ただ、発議に対する訴訟という問題になったときには、やはり具体的な問題というのが問われてくるわけで、いわば戦後の、革命と先ほど言われたけれども、世の中がひっくり返るような状況の中で、では国民自身がどういう選択をするかというときに、明らかに違う今のもとで、例え

ば、自民党が出されている新憲法草案というのは現実に国民が目にしてはいるわけですが、これについては、公権力の行使を制限する憲法の性格を変えるというような形で、実際にもいろいろな参考人からもありましたし、いろいろな批判もあるということであるわけです。

枝野委員の言葉をかりれば、本会議でかなり強く言われていたけれども、自民党の新憲法草案は憲法の定義を全く理解していない論外のもので、憲法が国民から公権力に対する授権規範であり制限規範であることを考えるとイロハがわかっていない議論だということまで言われたわけだけれども、そのような自民党を含む改憲派が提案するという事になって、では改憲原案が改正限界を超えるのかどうかという問題については、超えないと断ずるのは全く根拠がないという問題が出てくると思うんですね。

だから、そういうことを言い出すといろいろあるんですけども、やはりこれはきちっと、いずれにしても、審議の中で質疑を通じて提出者に対してただしていくということでもやりたいなというふうに感じました。

それから、先ほどもちょっとありましたが、投票の期日の問題も、六十日以後百八十日以内とする是非についても、私も、これはきょうは議論済みという形になっちゃってはいるんですが、これ自身は時間をとってやはり審議が必要だというふうに考えております。例えば、法案提出者からは、長くすれば間延びする、技術的な改正なら六十日でも可能だと言うだけで、なぜこの日数なのか根拠が示されていないと思います。しかも、国民が改憲案を理解して討議して判断するという関係や、発議した側の冷却期間の関係など、さまざまな論点が残っていると思うんですね。これは、改めてこれ自身も、ここでやるかどうかというのはありますが、委員会での審議というのはきちっと時間もとって必要だろうということは、きょう改めて感じています。

最後になりますが、きょう、自由討議という形になりましたが、四点テーマがありました。いずれも我々の中でいろいろ意見交換するというのもあるんですが、現実にはこういうテーマについては、例えば過半数の意味も含めてきょう四点ありましたが、参考人としてぜひ意見を述べたいというふうな方々がいることも承知しております。そういう点では、きょうのテーマについては、この自由討議で終わりというのじゃなくて、やはり改めて、小委員会なり本委員会でもいいんですが参考人をお呼びして、こういうテーマについても意見を伺うというのが不可欠ではないかということをお願いしたいと思います。